

部落差別解消推進法

「部落差別の解消に関する法律」が平成28年12月から施行されています。

この法律では、部落差別が現在でも存在しており、その解決のために国や地方公共団体が調査や教育、啓発を行い、相談支援の充実を図ることが定められています。

「部落差別」とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なおインターネット上をはじめとしてさまざまな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

高知県では7月10日～20日まで「部落差別をなくする運動協調旬間」として差別をなくすための取り組みが行われます。この機会にみなさんも改めてこの問題の解決について考えてみましょう。

香南市では、毎年この期間中に「講演会」「人権パレード」を開催していましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を見合わせています。



人権課 ☎57-8507
FAX56-0576

一人ひとりの人権が尊重される
社会の実現を目指しましょう！

人権

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣のメッセージは、YouTube法務省チャンネルをご覧ください(<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>)。

法務省の人権擁護機関(高知地方法務局)では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、私たちに相談してください(相談は右記の番号へ)。

生活相談を随時行っています。

- 赤岡市民館 ☎55-3600 (FAX57-7525)
 - 吉川市民館 ☎54-4218 (FAX55-0526)
- 人権に関する相談は人権課でも受け付けています。
- 人権課 ☎57-8507 (FAX56-0576)



人権課職員「ちょこっと」



最近は、直接顔を見て話すよりインターネットを利用したSNSで言葉を発信する機会が増えているのではないのでしょうか。相手の顔も名前も知らないこともあります。自分のことも隠せます。そんなとき、想像力を働かせて考える時間が必要だと思今日この頃です。

私も、相手も、同じ人間で大切に守られるべき存在です。何気なく発する言葉やメッセージの先にいる相手を思い、「この言葉でどうだろうか？自分が相手の立場ならどう感じるだろうか？いやな思いをするひとがいるかも？」と少し、考える時間をもってみませんか？

お知らせ

計4回放映!

香南ケーブルテレビで啓発番組を放送します。

内藤剛志の人権トークライブ「心に築こう 人権の砦」
7月11日(土)12:00～、20:00～
7月12日(日)12:00～、20:00～

様々な人権相談についての相談はなんでも

みんなの人権110番 0570-003-110

いじめ・虐待など子どもの人権問題に関する相談

子どもの人権110番 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談

女性の人権ホットライン 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット人権相談 検索
<https://www.jinken.go.jp/> パソコン スマートフォン 共通

あなたのその一票が、このまちを変える。

香南市長選挙

7月12日(日)

【投票時間】

午前7時から午後6時まで

(香我美町奈良・舞川地区・夜須町羽尾地区は午後4時まで)

香南市選挙管理委員会 ☎57-8525

▶投票できる人

満18歳以上の日本国民で登録日(告示日の前日)までに引き続き3カ月以上市内に居住し、「選挙人名簿」に登録されている人。

▶投票所入場券

投票所入場券は、有権者1人に1枚のハガキになっています。バーコード部分は二重投票を防ぐためのもので、切ったり汚したりすると読み取りができませんのでご注意ください。投票日の前日までに発送します。ハガキの記載内容をご確認のうえ、投票時に指定の投票所へお持ちください。

■ハガキがなくても投票できます。

万一、紛失したり届いていなくてハガキがない場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で係員に申し出てください。



【新型コロナウイルス感染症対策について】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、不要不急の外出自粛が要請されているところですが、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、公職選挙法の改正がない限りは執行しなければなりません。

市選挙管理委員会では、選挙執行に際し、感染症対策に努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

市選挙管理委員会が行う感染症対策

- ・投票所への手指消毒液の設置
- ・投票管理者、投票立会人、投票所職員のマスク着用
- ・投票所の定期的な換気
- ・記載台等、多数の方が触れるものの定期的な消毒

投票所に来られる方をお願いする感染症対策

- ・咳エチケット、手洗い、マスク着用にご協力ください。
- ・周りの方との距離を保つようお願いします。
- ・混雑時には入場制限をさせていただく場合があります。
- ・ご持参された鉛筆等でも投票用紙に記入できます。



▶期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に投票に行けない場合は、期日前投票ができますのでご利用ください。

●住んでいる地区にかかわらず投票できます。

期日前投票所における滞在時間を短くするためにも、事前に宣誓書(入場券裏面)に必要事項を記入してお持ちください。

※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由(事由6)に該当します。

期日前投票ができる期間
7月6日(月)～7月11日(土)

■市役所本庁

午前8時30分～午後8時

■各支所等

午前8時30分～午後5時

《吉川町は吉川防災コミュニティセンター、夜須町は大峰の里》